

公の施設の管理における指定管理者制度に関する基本方針

1 目的

地方自治法が改正され、公の施設の管理について指定管理者制度が導入された。この制度により、公の施設の管理を民間企業等も含めた法人その他の団体の中から選定し、議会の議決を経て指定できるようになったことから、指定管理者を選定する上での基本方針を定めるものである。

2 移行時期等

現在、管理委託を行っている施設については、地方自治法の経過措置期間（平成18年9月まで）を踏まえ、平成17年度中に管理運営のあり方について再検証し、指定管理者制度へ移行する場合には、原則として平成18年4月から指定管理者による管理運営を開始する。

また、直営施設についても再検証を行い、指定管理者制度の導入が適当であると判断される場合には、平成18年度以降順次、制度を導入する。

3 指定管理者の指定方法

公募方式を原則とするが、施設の設置目的や法令での制限等を考慮し、特別の理由があると認められるものについては、公募方式によらないことができるものとする。

4 指定の期間

原則として、5年を超えない範囲で指定するものとする。ただし、長期的に安定して管理・運営のなされるべき施設については、10年を超えない範囲で指定することができるものとする。

5 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、申請に係る事業計画書及びその他提出書類の内容について、条例、規則等で定める選定基準に照らし、最も適切な管理・運営を行えると判断できるものを選定する。なお、選定に専門的な意見が必要な場合等は、当該公の施設の所管課において審議会、選定委員会等を設置し、意見を聴いたうえで選定する。

6 管理権限

指定管理者は、長のみが行うことができる権限を除き、条例に定めることにより行政処分に該当する利用許可についても、管理権限の一環として行うことができるため、可能な限り管理権限を指定管理者に委ねるものとする。

7 管理運営に関する協議及び協定等の締結

指定管理者に支出する委託費の額等，細目的事項については，指定管理者との協議により定め，協定等を締結する必要があるため，議会への指定に関する議案の提出時までには，指定候補事業者と施設の管理・運営等に関する協議を行い，協定等の内容について合意を得ることとする。なお，協定等の締結については，議会の議決後に行う。

8 選定の視点（参考）

(1) 公共性

施設の設置目的や役割を十分に理解でき，それを効果的に達成できるだけの人的，物的能力，考え方を有することはもとより，施設の公共性を保つための安全で安定した管理運営のできる体制のとれるものであり，また，実施する事業についても公共性のある事業を行うものであること。

(2) 公益性

施設の使用方法，施設を使用した事業について，単に営利を目的としたものではなく，公益性を重視したものであり，また，市との連携が常にとれ，指導，要請等に迅速に対応できる管理体制が確立されたものであること。

(3) 公平性

施設利用者等の公平性を常に確保できる管理運営のできるものであること。

(4) 住民サービス

安定して良質な住民サービスを提供でき，常にサービス向上を図り，住民ニーズに迅速に対応できる体制をとれるものであること。

(5) 効率性・透明性

常に効率的，効果的な施設の管理運営ができ，その管理運営状況及びそれに関わる経営状況等について定期的な報告ができ，また，自主的にそれらの情報公開ができるものであること。

9 その他

指定管理者の導入に当たっては，条例に規定すべき事項が地方自治法で定められているが，指定管理者の指定の手続き等に関する共通事項については，通則的な手続条例で規定することとし，他の個別事項は，当該公の施設の設置条例で規定することとする。